

京都市告示第539号

平成2年3月31日京都市告示第670号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を令和3年2月1日から次のように改めます。

令和3年1月29日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
大受市営住宅	第2棟						0.8605

」

を

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
大受市営住宅	第2棟		あり	なし	なし		0.8605
			あり	あり	あり		0.9005

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)